

瑞浪市死者の情報の取扱いに関する条例の制定について

1 制定の理由

現行の瑞浪市個人情報保護条例においては、「個人情報」の定義に「死者に関する情報」を含むため、同条例において、その相続人等に対して死者に関する情報を開示することを可能としています。しかし、令和5年4月から適用される個人情報保護法においては、「個人情報」の定義が「生存する個人に関する情報」に限定されることから、「死者に関する情報」は「個人情報」として扱われず、原則として開示の対象にはなりません。

一方で、瑞浪市情報公開条例においては、非公開情報としての「個人に関する情報」に「死者に関する情報」が含まれることから、死者に関する情報を情報公開制度により開示することは原則として行っていません。

このため、令和5年4月以降も相続人等に対し、死者に関する情報の開示が可能となるよう本条例を制定するものです。

2 条例の内容

現行制度に基づき、開示請求者、開示対象情報について、以下のとおり定めます。

開示請求者		開示対象情報
1	死者の死亡時の親権者	当該死者を本人とする情報（本人開示と同様の扱い）
2	死者の配偶者、子及び父母 （1に該当する者を除く。）	・当該死者の死亡に関する情報 ・被相続人である死者からの相続を原因として取得した財産及び不法行為による損害賠償請求権その他の権利義務に関する情報 ・当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報
3	死者の相続人（1又は2に 該当する者を除く。）	被相続人である死者からの相続を原因として取得した財産及び不法行為による損害賠償請求権その他の権利義務に関する情報

3 スケジュール

12月9日～ パブリックコメント実施（1/10まで）
令和5年4月1日 新条例施行（予定）